

現場代理人及び技術者等に関する留意事項 及び 現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領 の改正

令和7年2月

建設業法、建設業法施行令及び国土交通省の「監理技術者制度運用マニュアル」の改正に伴い、以下のとおり取扱います。

詳細は、改正後の要領等をご確認ください。

1 「現場代理人及び技術者等に関する留意事項」の改正

(1) **監理技術者等の専任特例** ※営業所技術者等の兼務要件は [] 内を適用する

① 専任特例1号

以下の要件をすべて満たす監理技術者等〔営業所技術者等〕は、専任を要する工事を兼務できます。

- ・請負金額（税込）1億円未満（建築一式工事は2億円未満）の工事であること。なお、工事途中で1億円（建築一式工事は2億円）以上となった場合は、それ以降は専任特例を活用できない。
- ・工事現場間〔営業所と工事現場〕の距離が、1日で巡回可能かつ事故等が発生した場合の移動時間がおおむね片道2時間以内。
- ・下請次数が3を超えていないこと。
- ・監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を置くこと。
（土木一式工事又は建築一式工事の場合は同業種の実務経験が1年以上ある者）
- ・CCUS等により、監理技術者等が遠隔から施工体制を確認できる措置を講じていること。
- ・人員の配置の計画書を作成し、現場着手前に監督員に提出したうえで、工事現場毎に備えおくこと。
- ・現場の状況確認のため映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）を設置し、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- ・兼務する工事件数は2件〔営業所技術者等と兼務する工事件数は1件〕を超えないこと。

② 専任特例2号（旧特例監理技術者）

以下の要件をすべて満たす監理技術者は、専任を要する工事を兼務できます。

- ・兼務する工事が維持工事同士でないこと。
- ・監理技術者補佐を専任で配置すること。
- ・監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験による監理技術者の資格を有する者であること。
- ・監理技術者補佐は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ・監理技術者が兼務できる工事数は、2件までであること。
- ・監理技術者が兼務できる工事は、市発注工事以外でも可能とする（民間工事を含む）。
- ・監理技術者が兼務できる工事は、監理技術者として職務を適正に遂行できる範囲内にあること。
具体的には、千葉県内とする。

- ・ 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- ・ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ・ 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

(2) 建設業許可等に係る金額要件の見直し ※ () は建築一式工事

改正の対象	改正前	改正後
特定建設業の許可を要する下請代金額の下限	4,500 万円 (7,000 万円)	5,000 万円 (8,000 万円)
専任の監理技術者等を要する工事請負金額の下限	4,000 万円 (8,000 万円)	4,500 万円 (9,000 万円)

2 「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」の改正

1 (2) の改正に伴い、現場代理人を兼務できる要件のうち、金額要件を見直します。

改正の対象	改正前	改正後
現場代理人の兼務	4,000 万円 (8,000 万円)	4,500 万円 (9,000 万円)

館山市役所 総務部管財契約課
 Tel 0470 (22) 3296
 e-mail kankei@city.tateyama.chiba.jp